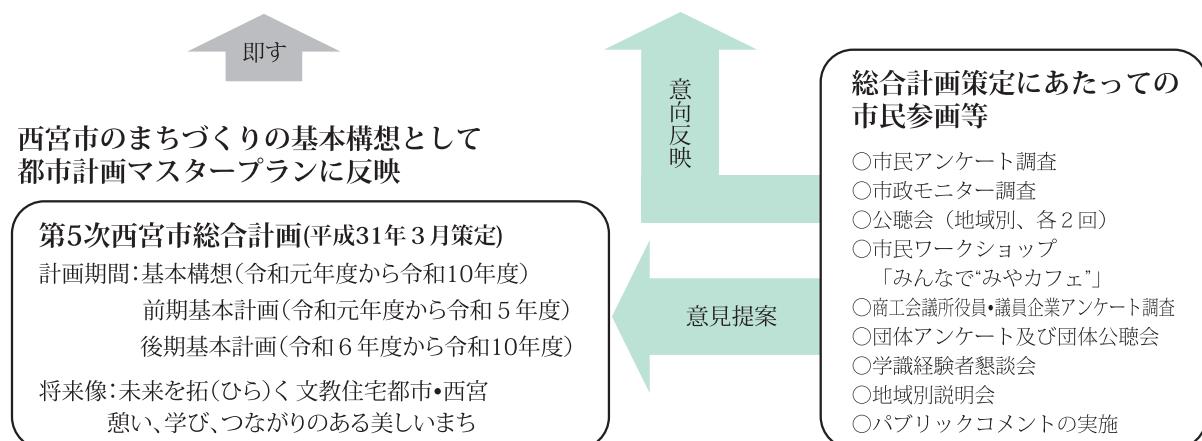
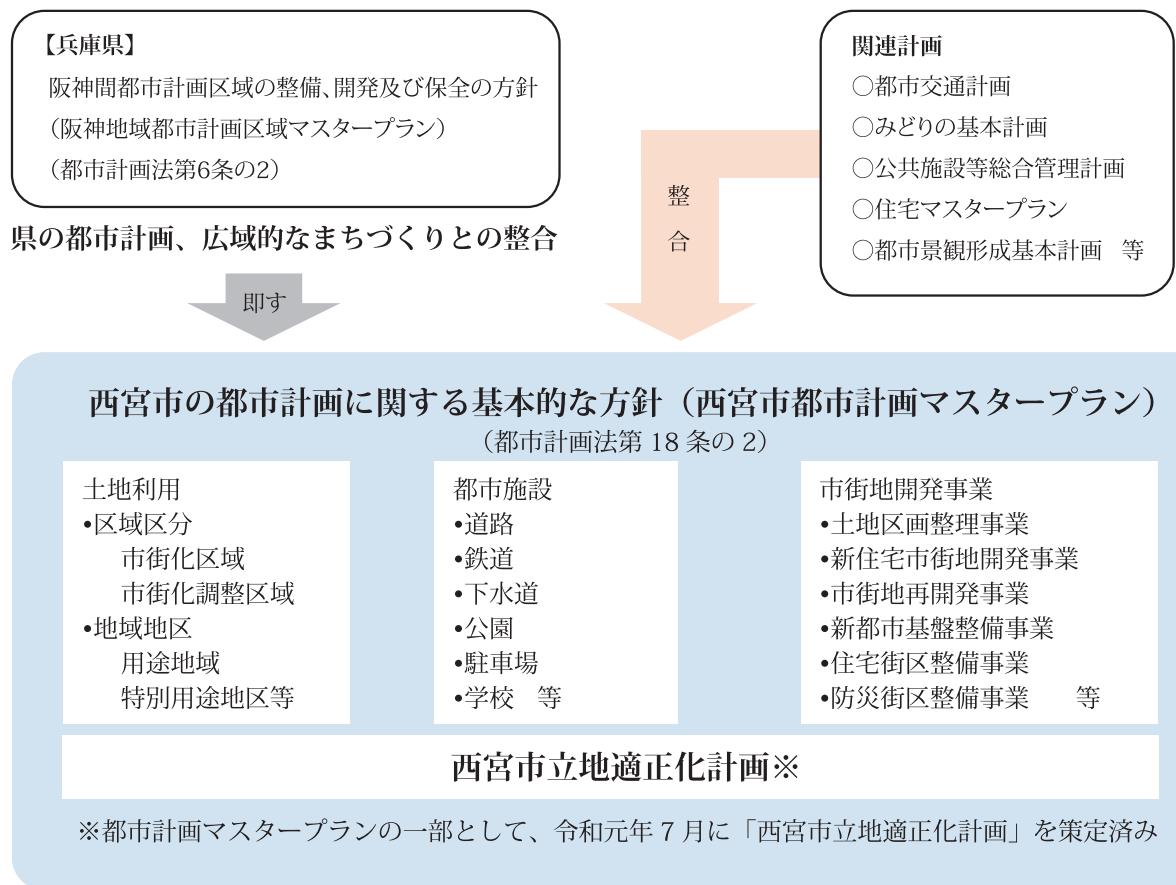


第1章 西宮市都市計画マスタープランについて

1. 西宮市都市計画マスタープランの位置づけ	… 16
2. 都市計画マスタープランの役割	… 17
3. 新たな都市づくりの視点	… 18
4. 計画策定方針	… 19
(1) 計画の位置づけ	… 19
(2) 計画期間	… 19
(3) 策定方針	… 19

1. 西宮市都市計画マスタープランの位置づけ

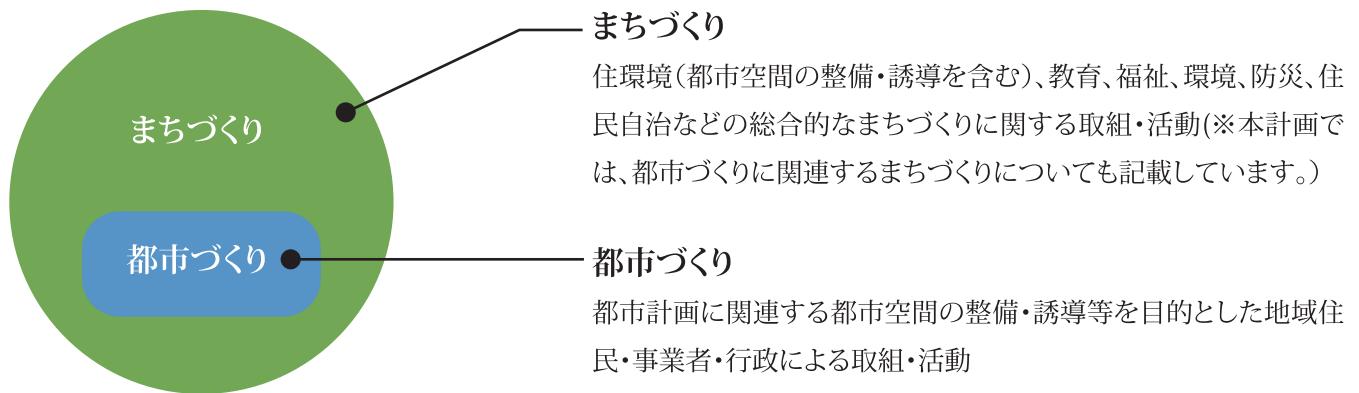
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、市町村の都市計画の最上位計画として、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、個別の都市計画を定める際の指針となるものです。西宮市の上位計画である「第5次西宮市総合計画」と県が定める都市計画分野の上位計画である「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定める必要があります。



2. 都市計画マスタープランの役割

- ▶ 第5次西宮市総合計画が示す将来像や都市構造の実現に向けた、都市計画の体系的な指針となります。
- ▶ 様々な主体が今後の都市計画を考えるためのきっかけとなるような情報提供、情報共有を図ります。
- ▶ 都市づくりの基本構想【第4章】を共有することにより、地域住民・事業者・行政による協働の都市づくりを推進します。

本計画における「まちづくり」と「都市づくり」の定義



3. 新たな都市づくりの視点

前回の計画策定時から社会情勢は変化し、新たな視点での都市づくりの重要性が高まっています。

今回の計画においては、以下の視点を踏まえ、都市づくりの方向性について検討します。

①持続可能な都市の実現に向けた都市づくり

少子高齢化や人口減少の進行により、持続可能な都市経営が大きな課題となり、このような背景から、都市づくりの分野においては、2014年(平成26年)の都市再生特別措置法の改正により、新たに「立地適正化計画制度」が創設されました。

これにより、公共交通を中心に、都市機能や居住地を維持・誘導することにより、持続可能でコンパクトな都市を目指す計画として、市町村において立地適正化計画を策定することができるようになりました。本市においては、2019年(令和元年)7月に、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため「西宮市立地適正化計画」を策定しました。また、SDGs(持続可能な開発目標)や脱炭素型・低炭素型まちづくりの観点からも、コンパクトな都市づくりの重要性が高まっています。

②更なる危機に対応した都市づくり

2011年(平成23年)3月に東日本大震災が発生して以降、各地において地震や集中豪雨などの自然災害が頻発しています。このような中、国は「国土強靭化」を掲げて、都市インフラの整備・保全や避難警戒態勢の充実など、ソフト・ハード両面において防災・減災の取組を進めています。都市づくりの分野においては、2020年(令和2年)に、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進等を目的とした都市再生特別措置法等の改正が行われ、防災と都市づくりの更なる連携が求められています。

2020年(令和2年)には、新型コロナウイルスの感染拡大が社会経済活動に大きな影響を及ぼし、「新たな日常」に対応したまちづくりの検討が進められています。

③新たな時代に対応した都市づくり

国の科学技術基本計画において経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」が提唱され、都市づくりにおいても、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する「スマートシティ」の取組が推進されています。

また、2020年(令和2年)8月には、国土交通省から「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」が発表され、オープンスピーチの今後のあり方、データ・新技術等を活用したまちづくりの今後のあり方などの方向性が示されており、「新たな日常」に対応した都市空間の有効活用が求められています。

4. 計画策定方針

(1) 計画の位置づけ

第5次西宮市総合計画の策定にあたっては、多くの方々からご意見、ご提言をいただきました。都市計画マスタープランは、上位計画である第5次西宮市総合計画の基本構想で掲げた都市目標や将来像に即するとともに、関連計画との整合を図りながら、都市づくりの方向性を示すものです。

(2) 計画期間

本計画は、長期的な展望として概ね20年後の将来を見据え、今後10年間において行うべき都市計画についての方針を策定することとします。また、総合計画などの上位計画等の見直しや社会情勢の変化など、改定の必要が生じた場合は隨時、都市計画マスタープランの改定を行います。

(3) 策定方針

これまでの都市計画の経緯や新たな都市づくりの視点等を踏まえ、新たな都市計画マスタープランの策定方針を次のとおり設定します。

「まちを知り、まちをつくり、まちをマネジメントする都市計画マスタープランへ」

■まちを知る

- ・これまでの西宮市の都市づくりをよく知り・考える。
- ・都市と地域の様々な課題や将来像を共有し、これからの都市づくりをともに考える。
- ・地域に関する情報等の提供や支援のあり方を検討し、まちづくりの発意に繋げる。

■まちをつくる

- ・まちの資源を活かしつつ、文教住宅都市・西宮の都市づくりの理念を継承する。
- ・今後の人口減少・少子高齢化や頻発化・激甚化する災害等に対応し、安全・安心で快適な都市の実現のために、都市づくりに必要な整備・保全を図る。
- ・様々な主体がまちづくりに関わり、都市計画制度等を活用することにより、地域の将来像の実現を目指す。

■まちをマネジメントする

- ・持続可能で魅力ある都市を目指して、既存ストックの適切な維持管理や有効活用等により都市の更新・再生を図る。
- ・良好な地域環境を維持・向上するため、地域力の向上を図りつつ、課題解決に向けた取組を促進する。

都市計画マスターplanとSDG s の関係

都市計画マスターplanにおける都市づくりの取組と、SDG s の目指す17の開発目標のうち、特に関連性の高い以下の6つの目標を関連付けることにより、都市づくりの分野における持続可能な開発目標の達成を目指します。

